

(証券コード9017)
平成29年6月9日

株 主 各 位

新潟市中央区万代一丁目6番1号
新潟交通株式会社
代表取締役社長 星野佳人

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 新潟市中央区万代一丁目3番30号
万代シルバーホテル5階 万代の間
(末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第104期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第104期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.niigata-kotsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善がみられる等、国内景気は緩やかな回復基調が見られたものの世界各国の政策に関する不確実性から景気、為替、株式相場等の先行きは、不透明な状況で推移しました。

こうした事業環境の中、当社グループでは、中期経営計画の目標を達成すべく積極的に事業を展開した結果、当連結会計年度の総売上高は、20,206百万円（前年度比1.5%減）、営業利益は、2,358百万円（同4.5%増）、経常利益は、1,575百万円（同6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,111百万円（同11.8%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は、次の通りであります。

◇事業別売上高

(連結)

事業	売上高 (百万円)	構成比 (%)	事業の内容
運輸事業	9,924	49.1	旅客自動車運送業、 タクシー業
不動産事業	3,102	15.4	不動産賃貸業、 不動産売買業
商品販売事業	2,145	10.6	物品販売業、 食品販売業
旅館事業	1,918	9.5	ホテル・旅館業
その他事業	3,116	15.4	旅行業、航空代理業、 清掃業、他
合計	20,206	100.0	

◇運輸事業

一般乗合バス部門では、新バスシステムを進化させるべく、お客様からのご意見・ご要望や日々の運行データをもとにダイヤ改正を2回実施し、新路線の開設やルート変更、JR亀田駅前および内野駅前への乗入れを行う等、定時性および利便性の更なる向上を図りました。加えて、旧電鉄線の電車カラーリングを施した「かぼちゃ電車バス」を運行させる等、話題作りにも努め、新潟市域を運行する路線においては前年度比増収となりました。しかしながら、佐渡島内および下越地区中山間地の路線における少子高齢化の影響等により運賃収入全体では、前年度比減収となりました。

高速バス部門では、名古屋線での幅運賃制度導入や富山線を年末年始に増便したこと等で県外高速バスでは、増収となりましたが、県内高速バスでの路線廃止の影響等が響き運賃収入全体では、前年度比減収となりました。

貸切バス部門では、貸切バス新運賃制度によりバス単価は上昇しているもののバスを利用したツアーの減少や学校関係等の貸切バス需要の減少が大きく、前年度比減収となりました。

この結果、運輸事業の売上高は、9,924百万円（前年度比2.1%減）となりました。

◇不動産事業

賃貸収入では、万代シテイの賑わい創出のため、万代シテイ商店街振興組合やメディア各社と連携し、週末を中心に様々なイベントを開催し、街区の魅力向上や来街客の増加に努めました。また、昨年10月に20周年を迎えたビルボードプレイスのリニューアル等増収に努めましたが、リニューアルに向けた館内工事による一部テナントの休業等が影響し、前年度比減収となりました。

駐車場収入では、万代シテイ周辺地域の平面駐車場の増加や駐車場提携施設との利用条件見直し等の影響により、前年度比減収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は、3,102百万円（前年度比1.0%減）となりました。

◇商品販売事業

観光土産品卸売部門では、直営店の増床や販路拡大に努める等、積極的な営業活動を展開しましたが、新潟市内を除く県内の観光客数減少により苦戦しました。また、直営売店部門では、様々なイベントや催事での商品販売が堅調に推移しました。

この結果、商品販売事業の売上高は、2,145百万円（前年度比0.9%減）となりました。

◇旅館事業

新潟市内の「万代シルバーホテル」では、市内で開催された様々なイベントやコンサートに伴い、宿泊部門や宴会部門が堅調に推移しましたが、館内・館外の飲食部門が振るわず売上高は、前年度比減収となりました。

一方、佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」では、営業強化およびサービス向上に努めましたが、島内の観光需要減少に歯止めがかからず売上高は、前年度比減収となりました。

この結果、旅館事業の売上高は、1,918百万円（前年度比1.6%減）となりました。

◇その他事業

旅行業においては、魅力ある旅行商品を企画し販売強化に努めましたが、旅行形態が「募集型」から「個人型」にシフトする等、お客様のニーズが多様化してきていることから日帰りツアーを中心にバスを利用した旅行販売が減少し、前年度比減収となりました。

広告代理業においては、行政、観光協会および県内外の民間企業に対し、交通広告を中心に積極的に営業しましたが、昨年の特需が剥落したこと等から前年度比減収となりました。

航空代理業においては、札幌便増便や台湾定期チャーター便の就航、一部機材の大型化に伴う空港業務手数料の増加により前年度比増収となりました。

清掃・設備・環境業においては、厳しい事業環境が続き前年度比減収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は、3,116百万円（前年度比0.3%減）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、主に既存借入金の借換えを目的として、平成29年3月27日第1回無担保社債1,000百万円をはじめ、当期中に11回にわたり総額6,540百万円の無担保社債を発行しました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

- ① 連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果により緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響等に留意する必要があります。当社の基幹事業である運輸事業においては、運転士の不足傾向や燃油費の再上昇等、依然として楽観できない状況であると予想しております。

こうした事業環境の中、「第5次中期経営計画」の最終年度となる平成29年度につきましても経営方針である「安定企業の確立」の下、グループ全体で目標を達成すべく積極的に営業活動を推進してまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

基幹事業である運輸事業では、一般乗合バス部門において、平成29年度も引き続き日々の運行データの蓄積と分析による運行路線の見直しを行い、定時性および利便性の向上を図ることや広告媒体を積極的に活用し各年代にバス利用を積極的にアピールすることで利用者の増加に努めてまいります。

高速バス部門においては、週末中心の旅行需要に応えるべく、週末の続行便を運行しやすい体制を整備することや富山線の季節増便等を行い増収に努めてまいります。

貸切バス部門においては、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高評価である三ツ星認定をアピールし、お客様に選ばれるバス会社を目指すと共に旅行業との連携を強化し、効率的なバスの運用により増収に努めてまいります。また、今年度より「運転研修センター」を新設し、専門的な運転士教育を行うことにより運転技術およびお客様サービスの向上に努めてまいります。

不動産事業では、ショッピングの魅力だけでなく、グルメやエンターテインメント、ホビー等、時間消費型ライフスタイルを意識したテナントリーシングを実施していく他、魅力的な館内催事の開催や人気の「食」イベントの誘致を図る等、「万代シテイ」の更なる魅力向上に努め、賃料収入および駐車場収入の増加に努めてまいります。

商品販売事業では、中心となる観光土産品卸売部門において、新潟県の特産品を使用したオリジナル商品の開発をはじめ、販路拡大、各種イベントや催事での販売強化等、積極的な営業活動により増収に努めてまいります。

旅館事業では、万代シルバーホテルにおきましては、耐震改修工事を行い、お客様にこれまで以上の安全と安心を提供してまいります。また、事業全体では、品質・サービスの向上を徹底し、お客様に選ばれるホテル・旅館を目指していくと共に、インターネットによる販売チャネル拡充によりお客様のニーズに合った各種商品プランの造成・販売を強化する他、インバウンド客の受入体制整備や旅行業との連携強化等、積極的な営業活動により宿泊者数の増加に努めてまいります。

その他の事業のうち旅行業では、コンセプトを明確にした旅行商品の造成・販売に注力する他、インバウンドおよび行政関係への営業強化、安定した実績を挙げている学校関連分野での市場拡大推進等、引き続きお客さまとの信頼関係の構築を図り、旅行収入の増加に努めてまいります。

清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業についても積極的な営業活動を実施し、増収増益に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

区 分	平成25年度 第101期	平成26年度 第102期	平成27年度 第103期	平成28年度 第104期(当期)
売 上 高 (百万円)	21,097	20,743	20,512	20,206
営 業 利 益 (百万円)	1,956	2,088	2,256	2,358
経 常 利 益 (百万円)	1,056	1,255	1,473	1,575
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	511	822	1,259	1,111
1株当たり当期純利益 (円)	13.30	21.39	32.77	28.92
総 資 産 (百万円)	57,383	56,273	56,331	56,331
純 資 産 (百万円)	10,750	12,382	14,002	15,135

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第103期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
新潟交通観光バス株式会社	百万円 75	100.0%	旅客自動車運送業
新潟交通商事株式会社	30	100.0	観光土産品卸業
株式会社シルバーホテル	75	100.0	ホテル業
新潟交友事業株式会社	10	100.0	清掃・ビル管理業
株式会社新交企画	40	100.0	広告代理業
新潟交通佐渡株式会社	77	99.0	旅客自動車運送業

(注) 当社の子会社は上記の重要な子会社を含め8社であり、持分法適用会社は2社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

(連結)

事業	事業の内容（取扱品目）
運輸事業	旅客自動車運送（定期バス、高速バス、貸切バス）、タクシー
不動産事業	不動産賃貸、不動産売買
商品販売事業	物品等販売（お土産、ギフト） 食品等販売（食料品、菓子類、酒類、日用雑貨等）、保険代理店
旅館事業	ホテル・旅館
その他事業	旅行（旅行企画・実施、案内、斡旋等）、航空代理（航空旅客・貨物取扱、航空券販売等）、広告代理（各種広告、イベント企画・立案・実施）、清掃・ビル管理等

(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当 社

本 社 新潟市中央区万代一丁目6番1号
営業所等 入船、新潟南部、新潟東部、新潟北部、新潟西部、内野（新潟市）
くれよん万代（新潟市）、くれよん三条（三条市）

② 子会社

運 輸 事 業 新潟交通観光バス株式会社（新潟市）、
新潟交通佐渡株式会社（佐渡市）
商品販売事業 新潟交通商事株式会社（新潟市）
旅 館 事 業 株式会社シルバーホテル（新潟市）、
国際佐渡観光ホテル株式会社（佐渡市）
そ の 他 事 業 新潟航空サービス株式会社、株式会社新交企画、
新潟交友事業株式会社（新潟市）

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況 (連結)

従 業 員 数	前期末比増減
名	名
1,530	△ 26

(注) 上記のほか、臨時従業員等742名（前期は740名）が在籍しております。

② 当社の従業員の状況 (個別)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
男 性 631	11	46.0	13.3
女 性 58	5	39.5	13.2
合 計 689	16	45.5	13.3

- (注) 1. 上記人員は、当社に在籍する正社員・再雇用社員・試用者の合計人数677名（前期は660名）に受入出向者12名（前期は13名）を加えた人員数であります。
2. 在籍出向者31名（うち企業集団外への出向者1名）は除いております。
（前期は36名、うち企業集団外への出向者0名）
3. 上記のほか、臨時従業員等193名が在籍しております。（前期は201名）

(10) 主要な借入先 (平成29年 3月31日現在)

(連結)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 第 四 銀 行	7,985
株 式 会 社 北 越 銀 行	7,792
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,665
新 潟 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	289
株 式 会 社 り そ な 銀 行	244
株 式 会 社 大 光 銀 行	146

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年 3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,640,000株 (うち、自己株式208,168株)
- (3) 株主数 2,755名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,749	4.55
株 式 会 社 ブ リ ゾ ス ト ン	1,638	4.26
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	1,550	4.03
株 式 会 社 北 越 銀 行	1,450	3.77
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,450	3.77
太 平 興 業 株 式 会 社	1,332	3.46
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,277	3.32
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社	1,035	2.69
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,001	2.60
清 水 建 設 株 式 会 社	1,000	2.60

(注) 持株比率は自己株式 (208千株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	星野 佳人	
代表取締役常務	古川 公一	乗合バス部、旅行部
常務取締役	歌代 淳	経営管理室、事業部
常務取締役	遠藤 敬三	総務部
取締役	大嶋 徳之	新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長
取締役	馬場 伸行	コニカミノルタNC株式会社 会長
取締役	三部 正歳	りゅーと法律税務会計事務所 所長
常勤監査役	国領 保則	
監査役	八木 良三	税理士（八木税務経理事務所 所長）
監査役	山田 繁	

- (注) 1. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役（常勤）国領保則氏および監査役 八木良三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 八木良三氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏ならびに監査役 八木良三氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 平成28年6月28日付けで取締役の地位を以下の通り変更しております。
取締役 星野佳人氏は、取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
取締役 古川公一氏は、取締役から代表取締役常務に就任いたしました。
6. 代表取締役社長 佐藤丈二氏、代表取締役常務 玉木 務氏、常務取締役 竹田祥一氏は、平成28年6月28日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役馬場伸行氏および三部正歳氏、監査役国領保則氏、八木良三氏、山田繁氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(個別)

区 分	人 員	報酬等の額
	名	百万円
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	65 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	14 (12)
合 計	13	79

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額12百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の金額には、当該年度における役員退職慰労引当金の増加額16百万円が含まれております。
- また、平成28年6月28日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に対する支給額（過年度引当金繰入額を除く）を含んでおります。その内訳は、取締役10名分 14百万円（うち社外取締役2名分 0百万円）、監査役3名分 2百万円（うち社外監査役2名分 2百万円）であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼任状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および発言状況
取締役	馬 場 伸 行	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。 取締役会において、高い見識と経験豊富な会社経営者としての観点から適宜発言を行っております。
取締役	三 部 正 歳	取締役に就任した平成28年6月28日以降開催の取締役会13回中13回出席しました。 取締役会において、高い見識と経験豊富な弁護士としての観点から適宜発言を行っております。
監査役	国 領 保 則	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回中16回出席しました。 取締役会において、常勤監査役として、意思決定の妥当・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の報告をするとともに、他の監査役に意見を求めるなど、監査役会の議長として活動しております。
監査役	八 木 良 三	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、当事業年度開催の監査役会16回中16回出席しました。 税理士としての専門の見地から、必要に応じ、取締役会、監査役会において、当社の経理・税務についての発言を行うとともに、社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 高志監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (連結)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬の額	百万円 20
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為等、職務の執行に支障をきたした場合、または、監査の適正性をより高めるため会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、株主総会に付議する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「新潟交通グループ倫理規程」を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、内部統制委員会は当該倫理規程の周知徹底と遵守の推進を図ることとする。
- (2) 各部責任者および取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに内部監査室に報告するとともに、内部監査室は内部統制委員会および監査役に報告する。
- (3) 使用人は、法令定款違反、社内規定違反あるいは社会通念に反する行為が行なわれていることを知った時は、「内部通報規程」に基づき内部監査室へ通報・相談し、内部監査室は、遅滞なく内部統制委員会および取締役会並びに監査役に報告する。

なお、当社は、通報者に対する不利益な取り扱いを行わないように保護規定を設けている。

- (4) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

「文書管理規程」を定め、取締役会議事録など取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」によりいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、各部署およびグループ各社の業務ごとのリスクの収集と分析を行う。内部統制委員会が構築する内部統制システムにより、総務部は、グループ全体のリスクを統括管理し、経営管理室は、グループ各社のリスクを管理する。内部監査室は、その管理状況を監査し、定期的に内部統制委員会に報告する。
- (2) コンプライアンスに係るリスクについては、グループ共通のコンプライアンスマニュアルを制定し、各部署およびグループ各社において周知徹底を図り、定期的に教育、訓練する。内部監査室は、これらの統制状況を内部統制委員会に報告し、改善策が必要な場合は、内部統制委員会において審議し、決定する。

(3) 災害・事故、情報セキュリティに係るリスクについては、各部署およびグループ各社において、それぞれ、緊急時対応マニュアル、情報マニュアルを制定し、周知徹底を図り、定期的に教育、訓練する。内部監査室は、これらの統制状況を内部統制委員会に報告し、改善策が必要な場合は、内部統制委員会において審議し、決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、全社的な目標を定め、中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次、四半期業績管理を実施する。

取締役会は、定期的に進捗状況を確認し、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するべく努める。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社およびグループ各社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社およびグループ各社の内部統制に関わる事項について審議する。これにより、当社およびグループ各社間での情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれる体制を構築する。

(2) グループ各社は、「新潟交通グループ倫理規程」をグループ各社における業務を確保するための行動規範とし、当社に準じたコンプライアンス体制を構築する。

(3) グループ各社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度をグループ各社に開放し、各社の役職員に周知することによりコンプライアンスの実効性を確保する。

(4) 当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社各部長およびグループ各社の社長に報告するとともに、問題点を当社の内部統制委員会および監査役に報告し、内部統制委員会は改善策を審議して、取締役会において決定する。

(5) 当社は、「グループ経営管理規程」にてグループ運営の基本方針を定め、グループ各社は、経営上重要な協議事項が生じた場合は、当社と事前協議のうえ当社合意の下でこれを進め、報告事項がある場合には当社へ報告するものとする。

(6) 当社は、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図るための担当部署を置き、グループ各社は、業務執行・財務状況等を月1回当社に報告する。

(7) 当社は、グループ各社との連絡を密にするため「グループ連絡会」を定期的に開催する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないことを内部監査規程に明記し、これを徹底する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはすみやかに監査役へ報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため常務会や内部統制委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するとともに、監査役会は、当社の会計監査人である高志監査法人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行なうなど連携を図っていく。

また、当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会が財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

内部監査室は、「当社各担当部署およびグループ各社別の監査予定項目」及び「月別監査計画」に基づき、総務部や経営管理室の管理状況を監査し、毎月、内部統制委員会において、その結果を報告し、業務の適正化に努めました。また、当社は、コンプライアンスに係るリスクについては、グループ共通のコンプライアンスマニュアルを作成し、災害・事故、情報セキュリティ等に係るリスクは、該当部署およびグループ各社において緊急時対応マニュアル、情報マニュアルを制定しました。

内部監査室は、これらのリスクへの対応状況および内部統制システム全般の整備・運用状況、業務執行・財務状況等を踏まえ、内部統制委員会にその統制状況を報告して、改善策を審議、決定致しました。

経営管理室は、当社およびグループ各社の従業員に定期的にコンプライアンス教育を実施すると共に新入社員に対しても入社時研修において、コンプライアンス教育を行っています。併せて内部監査室は、内部通報制度につきましても継続的に周知致しました。

また、当社は、年2回グループ全体を対象とした「新潟交通グループ連絡会」を開催して担当部署およびグループ各社間での情報の共有を図りました。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

※備考 この事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨ててあります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

千円未満切捨て表示

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	4,629,382	流 動 負 債	8,333,655
現金及び預金	2,456,213	支払手形及び買掛金	855,283
受取手形及び売掛金	1,269,264	短期借入金	3,793,321
商品及び製品	210,191	1年内償還予定の社債	200,600
原材料及び貯蔵品	131,231	リース債務	618,442
繰延税金資産	221,034	未払金	393,727
その他	347,430	未払法人税等	337,749
貸倒引当金	△5,983	未払消費税等	133,528
固 定 資 産	51,702,432	預り金	669,419
有形固定資産	50,195,379	前受収益	465,977
建物及び構築物	10,257,560	賞与引当金	149,348
機械装置及び運搬具	559,954	その他	716,257
工具器具備品	299,074	固 定 負 債	32,862,948
土地	36,862,443	社債	6,668,800
リース資産	2,200,423	長期借入金	17,776,932
建設仮勘定	15,923	長期リース債務	1,747,178
無形固定資産	260,896	再評価に係る繰延税金負債	4,015,844
施設利用権	25,016	役員退職慰労引当金	151,523
リース資産	9,047	退職給付に係る負債	475,500
その他	226,833	長期預り金	2,027,169
投資その他の資産	1,246,156	負 債 合 計	41,196,603
投資有価証券	294,215	株 主 資 本	6,802,087
長期貸付金	13,285	資本金	4,220,800
退職給付に係る資産	50,771	資本剰余金	2,946,554
繰延税金資産	354,741	利益剰余金	△329,631
その他	565,434	自己株式	△35,636
貸倒引当金	△32,291	その他の包括利益累計額	8,333,124
資 産 合 計	56,331,815	その他有価証券評価差額金	△2,910
		繰延ヘッジ損益	30,549
		土地再評価差額金	8,215,719
		退職給付に係る調整累計額	89,765
		純 資 産 合 計	15,135,211
		負債及び純資産合計	56,331,815

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

千円未満切捨て表示

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		20,206,831
売 上 原 価		13,586,154
売 上 総 利 益		6,620,677
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,262,222
営 業 利 益		2,358,455
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,581	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	11,124	
そ の 他	18,917	38,623
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	635,228	
社 債 発 行 費	151,887	
そ の 他	34,239	821,355
経 常 利 益		1,575,723
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37,188	
補 助 金	16,016	
そ の 他	3,233	56,437
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	13,274	
国 庫 補 助 金 圧 縮 損	8,131	
移 転 補 償 金	36,690	
事 故 弁 償 金	6,461	
建 物 解 体 費 用	7,572	72,131
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,560,029
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	486,495	
法 人 税 等 調 整 額	△37,794	448,701
当 期 純 利 益		1,111,328
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,111,328

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

千円未満切捨て表示

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	4,220,800	2,946,554	△1,441,013	△35,066	5,691,274
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,111,328		1,111,328
自己株式の取得				△569	△569
自己株式の処分					
再評価差額金取崩額			53		53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,111,382	△569	1,110,812
当 期 末 残 高	4,220,800	2,946,554	△329,631	△35,636	6,802,087

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△1,706	—	8,215,772	97,021	8,311,087	—	14,002,362
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する当期純利益							1,111,328
自己株式の取得							△569
自己株式の処分							
再評価差額金取崩額			△53		△53		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,204	30,549		△7,255	22,090		22,090
当期変動額合計	△1,204	30,549	△53	△7,255	22,037	—	1,132,849
当 期 末 残 高	△2,910	30,549	8,215,719	89,765	8,333,124	—	15,135,211

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社 8社
- 連結子会社の名称 主要な連結子会社については、「企業集団の現況に関する事項」(8) 主要な営業所に記載しているため、記載を省略しております。
なお、当社連結子会社であった(株)セブレ新潟は、平成28年9月16日付で清算を終了しました。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用会社 2社
- 持分法適用会社の名称 ニッポンレンタカー新潟(株)、(株)新潟交通サービスセンター
- ・持分法非適用会社 1社
- 持分法を適用しない理由 (株)港タクシーの当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ重要性がないため、除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
- その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法で算定）
- 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法、販売不動産については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は主として定額法
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ ポイント引当金 当社運輸事業において非接触型ICカードのサービスを提供し、利用顧客に対しポイント制を導入していることから、付与されたポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を流動負債の「その他」に計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。オイルスワップは原油価格に連動する買入債務及び予定取引を対象とし、金利スワップは借入金を対象としたヘッジ会計を適用しております。また、デリバティブ取引に関する権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る原油価格変動リスク、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしており、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性評価を省略しております。退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己必要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 連結納税制度の適用

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑤ 繰延資産の処理方法

連結納税制度を適用しております。

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理する方法によっております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額の重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期の損益として処理することにしております。

6. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税制改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、一部の連結子会社においては平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

社債発行費の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用のその他(前連結会計年度 4,784千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、社債発行費として表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産	土地	36,594,825千円
	建物	8,828,447千円
	その他	119,526千円
	合計	45,542,799千円
	上記担保資産の対象となる債務	26,856,861千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		35,755,614千円
3. 圧縮記帳累計額		1,963,415千円
4. 事業用土地の再評価		

平成12年3月31日付で事業用土地の帳簿価額と時価の乖離を是正し、資産の適正な評価を行い、「土地の再評価に関する法律」による土地の再評価を行いました。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布第119号）第2条第2号（当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第7条第1項第一号イに規定する基準地について、同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行い算定する方法）及び第4号（当該事業用土地について、地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法）の定めに従い、土地の評価額を合理的に算出しております。

また、一部の土地につきましては不動産鑑定評価を用いて算出しております。

- ・当該事業用土地の平成12年3月31日付再評価後の
平成29年3月31日現在帳簿価額 17,256,380千円
- ・当該事業用土地の平成29年3月31日再評価額 7,831,970千円
- ・再評価後の平成29年3月31日現在の帳簿価額と
再評価額との差額 △9,424,410千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数ならびに自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式（普通株式）	千株 38,640	千株 —	千株 —	千株 38,640
自己株式（普通株式）	205	2	—	208

（注） 自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 剰余金の配当ならびに新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理・回収マニュアルに沿って事業部門ごとに取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理してリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引は、燃料仕入の原油価格変動リスクに対するヘッジを目的としたオイルスワップ取引及び金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

② 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	2,456,213	2,456,213	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	1,269,264 △5,983		
	1,263,280	1,263,280	—
(3) 投資有価証券	73,394	73,394	—
(4) 支払手形及び買掛金	(855,283)	(855,283)	—
(5) 短期借入金	(1,446,100)	(1,446,100)	—
(6) 社債	(6,869,400)	(6,869,400)	—
(7) 長期借入金（1年以内返 済含む）	(20,124,153)	(20,124,667)	514
(8) リース債務（1年以内返 済含む）	(2,365,620)	(2,273,431)	△92,189
(9) 長期預り金（1年以内返 還預り保証金含む）	(2,044,968)	(2,039,641)	△5,326
(10) デリバティブ取引	45,024	45,024	—

（*）負債に計上されるものについては、（ ）で示しております。

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券
これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (5) 短期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金（1年以内返済含む）、(8) リース債務（1年以内返済含む）
これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 - (9) 長期預り金（1年以内返還預り保証金含む）
この時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 - (10) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。
オイルスワップ取引は、取引金融機関から提示された評価額に基づき算定しております。
- (注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額220,820千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため(3) 投資有価証券には含まれておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、新潟市その他の地域において、主に賃貸商業施設（土地を含む）を有しております。
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
26,531,748	21,763,829

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	393円82銭
1株当たり当期純利益	28円92銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(個別)

千円未満切捨て表示

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	2,742,427	流 動 負 債	7,490,265
現金及び預金	1,317,159	買掛金	419,317
売掛金	812,311	短期借入金	3,801,050
商物品	7,333	1年内償還予定の社債	140,000
分譲土地建物	158	リース債務	470,110
貯蔵品	37,003	未払金	586,337
未収入金	143,439	未払費用	330,129
未収収益	1,761	未払法人税等	288,350
前払費用	86,419	未払消費税等	65,484
繰延税金資産	134,631	未払事業所	4,924
その他	202,333	前受金	232,679
貸倒引当金	△124	預り金	683,359
固 定 資 産	51,255,877	前受収益	446,233
有形固定資産	48,163,734	ポイント引当金	22,288
建物	8,521,450	固 定 負 債	32,062,036
構築物	649,855	社債	6,160,000
機械装置	72,206	長期借入金	17,862,280
車両	217,078	長期リース債務	1,455,369
工具器具備品	178,092	再評価に係る繰延税金負債	4,015,844
土地	36,732,037	退職給付引当金	467,768
リース資産	1,793,013	役員退職慰労引当金	69,789
無形固定資産	238,490	長期預り金	2,030,984
借地権	141,111	負 債 合 計	39,552,301
ソフトウェア	79,272	株 主 資 本	6,214,681
リース資産	2,990	資本金	4,220,800
その他	15,115	資本剰余金	2,946,554
投資その他の資産	2,853,653	資本準備金	2,872,932
投資有価証券	189,670	その他資本剰余金	73,622
関係会社株式	1,305,737	利益剰余金	△917,037
長期貸付金	988,155	利益準備金	360,354
繰延税金資産	203,541	その他利益剰余金	△1,277,391
その他	414,585	繰越利益剰余金	△1,277,391
貸倒引当金	△248,037	自己株式	△35,636
資 産 合 計	53,998,305	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,231,322
		その他有価証券評価差額金	△2,910
		繰延ヘッジ損益	18,513
		土地再評価差額金	8,215,719
		純 資 産 合 計	14,446,003
		負債及び純資産合計	53,998,305

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(個別)

千円未満切捨て表示

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		
旅客自動車運送事業収益	6,476,865	
兼業事業収益	4,446,147	10,923,013
売 上 原 価		
旅客自動車運送事業運送費	5,640,920	
兼業事業売上原価	1,292,327	6,933,248
売 上 総 利 益		3,989,764
販売費及び一般管理費		2,117,241
営 業 利 益		1,872,523
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	36,121	
そ の 他	21,284	57,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	634,156	
社 債 発 行 費	147,944	
そ の 他	31,362	813,464
経 常 利 益		1,116,465
特 別 利 益		
固定資産売却益	33,700	
補 助 金	6,907	
そ の 他	1,349	41,957
特 別 損 失		
固定資産除売却損	10,280	
移 転 補 償 金	36,690	
建 物 解 体 費 用	7,572	54,543
税 引 前 当 期 純 利 益		1,103,879
法人税・住民税及び事業税	320,100	
法 人 税 等 調 整 額	△2,919	317,180
当 期 純 利 益		786,699

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(個別)

千円未満切捨て表示

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	4,220,800	2,872,932	73,622	2,946,554	360,354	△2,064,144	△1,703,790	△35,066	5,428,498
当 期 変 動 額									
当期純利益						786,699	786,699		786,699
自己株式の取得								△569	△569
自己株式の処分									
再評価差額金取崩額						53	53		53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	786,752	786,752	△569	786,183
当 期 末 残 高	4,220,800	2,872,932	73,622	2,946,554	360,354	△1,277,391	△917,037	△35,636	6,214,681

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△1,706	—	8,215,772	8,214,066	13,642,564
当 期 変 動 額					
当期純利益					786,699
自己株式の取得					△569
自己株式の処分					
再評価差額金取崩額			△53	△53	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,204	18,513		17,309	17,309
当期変動額合計	△1,204	18,513	△53	17,256	803,439
当 期 末 残 高	△2,910	18,513	8,215,719	8,231,322	14,446,003

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

	子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
	その他有価証券	
	時価のあるもの	期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ

		時価法
--	--	-----
 - (3) たな卸資産

	貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定	
	商 品	最終仕入原価法
	分譲土地建物	個別法による原価法
	貯 蔵 品	移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

	定 額 法
--	-------
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

	定 額 法
--	-------

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数（10～12年）による定額法により翌事業年度から費用処理することにしております。

- | | |
|------------------------------------|--|
| (3) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支払いに備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| (4) ポイント引当金 | 当社運輸事業において非接触型ICカードのサービスを提供し、利用顧客に対しポイント制を導入していることから、付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。 |
| 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 | |
| (1) ヘッジ会計の処理 | 繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。オイルスワップは原油価格に連動する買入債務及び予定取引を対象とし、金利スワップは借入金を対象としたヘッジ会計を適用しております。
また、デリバティブ取引に関する権限規程に基づき、ヘッジ対象に係る原油価格変動リスク、金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしており、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性評価を省略しております。 |
| (2) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (3) 消費税及び地方消費税の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| (4) 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |
| (5) 繰延資産の処理方法 | 社債発行費
社債発行費は、支出時に全額費用処理する方法によっております。 |

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1.	担保に供している資産	土地	36,596,329千円
		建物	8,130,069千円
		その他	115,526千円
		合計	44,841,925千円
	上記担保資産の対象となる債務		26,749,154千円
2.	有形固定資産の減価償却累計額		29,812,174千円
3.	圧縮記帳累計額		1,769,681千円
4.	保証債務（銀行借入金、リース契約等）		
	新潟交通商事㈱		273,310千円
	新潟交友事業㈱		160,000千円
	その他 関係会社		206,510千円
	合計		639,820千円
5.	関係会社に対する	短期金銭債権	301,436千円
		長期金銭債権	982,041千円
6.	関係会社に対する	短期金銭債務	532,910千円
		長期金銭債務	194,124千円

7. 事業用土地の再評価

平成12年3月31日付で事業用土地の帳簿価額と時価の乖離を是正し、資産の適正な評価を行い、「土地の再評価に関する法律」による土地の再評価を行いました。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布第119号）第2条第2号（当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第7条第1項第一号イに規定する基準地について、同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行い算定する方法）及び第4号（当該事業用土地について、地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法）の定めに従い、土地の評価額を合理的に算出しております。

また、一部の土地につきましては不動産鑑定評価を用いて算出しております。

・当該事業用土地の平成12年3月31日付再評価後の		
	平成29年3月31日現在 帳簿価額	17,256,380千円
・当該事業用土地の平成29年3月31日再評価額		7,831,970千円
・再評価後の平成29年3月31日現在の帳簿価額と		
	再評価額との差額	△9,424,410千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	営業収入	825,205千円
	営業費	848,712千円
	営業取引以外の取引高	28,722千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	千株 205	千株 2	千株 —	千株 208

(注) 自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与超過額	60,987千円
未払費用超過額	35,186千円
未払事業税	22,020千円
投資有価証券評価損	200,857千円
固定資産評価損(減損損失)	161,556千円
貸倒引当金超過額	75,694千円
退職給付引当金超過額	142,725千円
役員退職慰労引当金超過額	21,285千円
分譲土地評価損	13,710千円
ポイント引当金	6,842千円
その他	90,078千円
繰延税金資産小計	830,945千円
評価性引当額	△484,609千円
繰延税金資産合計	346,336千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△8,163千円
繰延税金負債合計	△8,163千円
繰延税金資産の純額	338,173千円

2. 土地再評価に係る繰延税金負債 4,015,844千円

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。
これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以降に開始する事業年度から平成31年10月1日以降に開始する事業年度に延期されました。
繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はなく、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しますが、当事業年度の繰延税金資産の金額、法人税等調整額に影響はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社等

属性	名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	新潟交通佐渡(株)	千円 77,500	運輸事業	% 99.0	兼務 3名	営業上取引等	受取利息	千円 13,497	※ 長期貸付金	千円 600,000

(注) ※ 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
該当事項はありません。
2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額
該当事項はありません。
3. 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額
該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 375円89銭
1株当たり当期純利益 20円47銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月10日

新潟交通株式会社

取締役会 御中

高志監査法人

指定社員 公認会計士 阿部和人 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹田信一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新潟交通株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新潟交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月10日

新潟交通株式会社

取締役会 御中

高志 監査法人

指定社員 公認会計士 阿部和人 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹田信一 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新潟交通株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月12日

新潟交通株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	国 領 保 則	Ⓔ
社外監査役	八 木 良 三	Ⓔ
監 査 役	山 田 繁	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

10,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の100,000,000株から10,000,000株に減少させます。

5. その他

その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動等、他の要因を除けば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や優待等、株主様の権利も変動はありません。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項および第195条第1項の規定に従い、平成29年10月1日付で当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 ほし の よし と 星 野 佳 人 (昭和39年12月21日)	昭和62年4月 当社入社 平成19年4月 当社経営管理室部長 平成23年7月 当社乗合バス部長 平成24年10月 当社執行役員乗合バス部担当 平成26年6月 当社取締役乗合バス部担当 平成28年6月 当社代表取締役社長(現任)	9,000株
	[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社入社以来、人事労務、経営管理部門を中心に経験と実績を重ねた他、主たる事業である乗合バス部門を担当し、平成28年より代表取締役社長を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会に引続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<p>再任</p> <p>ふる かわ こう いち 古 川 公 一 (昭和38年9月1日)</p>	<p>昭和62年4月 当社入社 平成19年4月 当社乗合バス部長 平成23年7月 当社経営管理室部長 平成24年10月 当社執行役員経営管理室部長 平成26年6月 当社取締役総務部長 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社代表取締役常務(現任) 乗合バス部・旅行部担当</p>	6,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、当社入社以来、主たる事業である乗合バス部門を中心に経験と実績を重ねた他、経営管理部門を担当し、平成26年より取締役に務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会に引続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p>再任</p> <p>えん どう けい ぞう 遠 藤 敬 三 (昭和28年11月7日)</p>	<p>昭和52年4月 ㈱北越銀行入行 平成15年6月 同千手支店長 平成17年6月 同新発田支店長 平成19年6月 同高田支店長 兼南高田支店長 平成21年6月 北越リース㈱代表取締役 平成24年6月 当社常務取締役(現任) 総務部担当</p>	5,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、金融機関に長年勤務し、金融機関の関連会社代表取締役に務め、平成24年より当社取締役として総務部門を担当しております。金融機関における経験と豊富な知識と幅広い知見を取締役に引続き活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>新任</p> <p>なが むま てつ お 長 沼 哲 男 (昭和38年5月9日)</p>	<p>昭和62年4月 当社入社 平成28年6月 当社執行役員総務部長(現任)</p>	1,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、当社入社以来、観光バス部門の他、長年財務部門で経験と実績を重ね平成28年より執行役員として総務部長を務めております。財務における豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	新任 <small>さいとうとしゆき</small> 齋藤敏之 (昭和42年9月22日)	平成3年2月 当社入社 平成28年6月 当社執行役員乗合バス部担当 (現任)	—
	〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、当社にバス乗務員として入社以来、主たる事業である乗合バス部門で経験と実績を重ねた他、労働組合の専従者として労働環境の整備に努め、平成28年より執行役員として乗合バス部門を担当しております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	再任 <small>ばばのぶゆき</small> 馬場伸行 (昭和24年4月22日)	昭和47年4月 (株)新潟さくらカラー入社 平成2年10月 コニカNC(株)常務取締役 平成5年6月 同専務取締役 平成13年6月 同代表取締役社長 平成15年10月 コニカミノルタNC(株) 代表取締役社長 平成26年6月 同会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) コニカミノルタNC(株)会長	—
	〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、コニカミノルタNC(株)の代表取締役社長を長年務め、企業経営者としての経験と豊富な知識、高い見識を有し、独立した客観的立場で経営全般に対し監督と助言を行なっております。引続き、ガバナンスの強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
7	再任 <small>みなべまさとし</small> 三部正歳 (昭和37年5月9日)	平成4年4月 鎌田又市法律事務所入所 平成5年4月 伴法律事務所入所 平成17年3月 りゅーと法律税務会計事務所 所長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) りゅーと法律税務会計事務所所長	—
	〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、弁護士として、りゅーと法律税務会計事務所所長を長年務めております。弁護士としての経験と専門的知識、高い見識を活かし、独立した客観的立場で経営全般に対し監督と助言を行なっております。引続き、ガバナンスの強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 馬場伸行および三部正歳の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
3. 馬場伸行氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年、三部正歳氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、馬場伸行氏および三部正歳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任がそれぞれ承認された場合は、当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>再任</p> <p>こく りょう やす のり 国 領 保 則</p> <p>(昭和29年3月23日)</p>	<p>昭和51年4月 ㈱第四銀行入行</p> <p>平成11年6月 同大野支店長</p> <p>平成13年6月 同吉田支店長</p> <p>平成15年6月 同経営監理部長</p> <p>平成17年6月 同南新潟支店長</p> <p>平成19年4月 同執行役員監査部長</p> <p>平成20年4月 同執行役員上越営業本部長 兼高田支店長</p> <p>平成21年6月 同取締役兼執行役員 上越ブロック営業本部長 兼高田営業部長</p> <p>平成22年6月 同常勤監査役</p> <p>平成26年6月 当社常勤監査役(現任)</p>	2,000株
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、金融機関に長年勤務し、取締役、常勤監査役を務めております。平成26年より当社監査役として、金融機関における監査役の経験と豊富な知識、幅広い知見を活かし、当社の監査及び取締役の職務執行状況の監査を行なっております。引続き、監査体制の強化が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>や ぎ りょう ぞう 八 木 良 三</p> <p>(昭和18年11月13日)</p>	<p>昭和41年4月 稲垣会計事務所入所</p> <p>昭和46年2月 税理士登録</p> <p>昭和46年4月 八木税務経理事務所入所</p> <p>昭和58年4月 同事務所所長(現任)</p> <p>平成14年6月 当社監査役(現任)</p>	—
<p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、税務、会計分野において専門的知識を有する税理士であります。平成14年より当社監査役として、税理士の経験と専門的知識、幅広い知見を活かし、独立した客観的立場で当社の監査及び取締役の職務執行状況の監査を行なっております。引続き、監査体制の強化が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	<p>新任</p> <p>おお しお かず ひろ 大 塩 和 弘</p> <p>(昭和28年1月8日)</p>	<p>昭和46年3月 当社入社</p> <p>平成25年6月 当社内部監査室長（現任）</p>	1,000株
<p>〔監査役候補者とした理由〕</p> <p>同氏は、当社入社以来、観光バス部門の他、長年経理部門で経験と実績を重ね平成25年より内部監査室長を務めております。内部監査の経験と経理における豊富な知識、幅広い知見を活かし、当社の監査及び取締役の職務執行状況の監査が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 八木良三氏と当社との間には、顧問税理士契約があります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 国領保則および八木良三の両氏は、社外監査役候補者であります。八木良三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
4. 国領保則氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって3年、八木良三氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
5. 当社は、国領保則氏および八木良三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任がそれぞれ承認された場合は、当該契約を継続する予定です。
- また、大塩和弘氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役歌代 淳氏、大嶋徳之氏および監査役山田 繁氏に対しまして、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
うた しろ じゅん 歌 代 淳	平成20年6月 当社常務取締役（現任）
おお しま のり ゆき 大 嶋 徳 之	平成19年6月 当社取締役（現任）
やま だ しげる 山 田 繁	平成25年6月 当社監査役（現任）

以 上

〈メ モ 欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

■場所／新潟市中央区万代一丁目3番30号

万代シルバーホテル5階 万代の間

